

## 泉佐野市ふるさと納税訴訟・最高裁判決

6月30日、大阪府泉佐野市を「ふるさと納税制度」の対象から除外した国・総務省の措置は違法とする判決を最高裁判所は行った。最高裁番所第3小法廷（宮崎裕子裁判長）は、総務省の措置を適法とし、国を勝訴とした大阪高等裁判所判決を破棄・決定を取り消すとし、泉佐野市の逆転勝訴が確定した。

ふるさと納税は、2008年に導入された制度であり、生まれ故郷など応援したい地方自治体に寄付すると居住地の地方自治体の住民税等が控除される寄付税制制度である。導入においては過疎地域等税収が乏しい地方自治体に都市部から財源移転することなどを意図していたが、各地方自治体が財源確保に向けて返礼品を高価な品にすることで寄付金を集める自治体間競争が過熱し、総務省は2015年、高額返礼品や商品券などを提供しないよう求める通知を発出している。もちろん、従来の「通達」と異なり通知には法的拘束力がないものの、その後、地方税法を改正し2019年6月「返礼品は寄付額の3割以下とし、地場産品に限る」との基準を加え、さらにこうした基準に合わせて総務省がふるさと納税の対象地方自治体を指定する制度を導入している。なお、2019年4月に総務省は「18年11月以降、趣旨に反する方法で多額の寄付金を集めた自治体は除外する」と告示し、2018年度に全国のふるさと納税の1割弱に当たる497億円を集めていた泉佐野市をはじめとした四つの地方自治体をふるさと納税制度から除外している。今回の判決は、ふるさと納税の新制度から除外された泉佐野市が国に除外決定の取り消しを求めた上告審判決で、最高裁は請求を棄却した大阪高裁判決を破棄し除外決定を取り消した。

今回の訴訟の争点は、2019年6月の上記の指定制度導入に関して、法施行以前の泉佐野市の返礼品の状況を理由として指定除外を総務省が決定したことが法的に妥当かどうかの点にあった。最高裁小法廷は「新制度の施行前は、返礼品の提供で特に法令上の規制は存在しなかった」とし「新制度は一定の対象期間の寄付金募集実績に関するもので、施行前の過去の実績をもって不適格とすることを予定していると解するのは困難」とし、さらに、地方税法改正に関する新制度創設の国会審議についても「過去の実績を基に不適格にできる前提で審議されたとはいえない」と判断している。

政策的側面から争点となっている泉佐野市が返礼品にアマゾンギフト券を上乗せするなどしたことに関しては「寄付金集めをエスカレートさせ、社会通念上の節度を欠いた」と指摘しつつも、改正法施行前の実績を理由に、泉佐野市が今後も同様の対応を継続するとは推認できないと指摘し、過去の実績に基づいて同市を除外した国の措置は裁判官5人全員一致で違法としている。

国側は過去の実績を判断材料とすることには、一定の合理性があると主張していたが、最高裁は新制度が始まる以前の寄付金の集め方を問題にしたのは違法であるとし除外処分は無効と判断したものである。新制度要件を示した告示のうち、過去の実績に基づく除外ルールを違法、無効としている。地場産品に乏しいとされる泉佐野市は、当初他の地方自治体に比べてふるさと納税で苦戦したものの、関西空港に拠点を置く格安航空会社航空券購入が可能なポイントや、ネット通販のギフト券等を返礼品として提供した結果、2017年度に135億円、18年度497億円のふるさと納税を集め全国トップとなっている。これに対して、総務省は返礼品について17年4月に調達費は寄付額3割以下、返礼品は地場産品に限るとする基準を設けている。

国と泉佐野市との訴訟はひとつ結論を得たものの、さらに、ふるさと納税の寄付集めに対して特別交付税を懲罰的に国が減額したのは違法として、減額取り消しを求めた訴訟も展開されており地方財政をめぐる司法での論争が続くことになる。ふるさと納税に関して法的なひとつの視点に司法判断が明確になったものの、本来の地方税のあり方について政策的な倫理の側面からも議論し、多くの地方自治体が信頼性を持てる制度としていくことが求められる。